

いきいき人生！高齢者福祉サービスのご紹介

問い合わせ 高齢者介護課
地域包括支援センター

☎ 57-8511

高齢者虐待をしている人の4人に3人は無意識に虐待をしています。気づかないまま、不適切な対応をしていませんか？
まずは、高齢者虐待についてよく知っておきましょう。

高齢者虐待って？

虐待は、叩いたり食事を与えないなど目に見えるものだけではなく、心に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。

あなたもいつかは高齢者

経済的虐待

年金や貯金を無断で使用する、財産を勝手に処分するなど

介護や世話の放棄・放任

食事を与えない、入浴させない、必要な受診をさせない、必要な介護保険サービスを受けさせない…など

その行為虐待に

なっていないませんか？

こんな行為も虐待です。

例1

介護者

何度もトイレに連れて行くのは大変だから、水分をとらせろのは控えろ。

高齢者

脱水症状を引き起こし、一刻の猶予も許さない状況になる可能性がある。

例2

介護者

外に一人で出て行くと、こけたりして危ないから、部屋から出さないようにする。

高齢者

閉じこもりは、認知症状の悪化や意欲の低下を引き起こす可能性が高くなる。

介護方法や病気への理解が不十分なために不適切な対応となって、高齢者のためになると思ってしていることが、虐待につながることもあります。

また、暮らしの中では小さな出来事でも、日々繰り返されていくことで虐待につながってしまうこともあります。自分たちの中にも「虐待につながる芽」がないか振り返ってみましょう。

身体的虐待

叩く、蹴る、つねるなどの暴力行為や、ベッドに縛りつける…など

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、子供扱いする、意図的に無視する…など

性的虐待

おしっこ失敗を繰り返さないように罰としてズボンをはかせない…など



虐待って、
「おしっこ失敗を繰り返さないように罰としてズボンをはかせない…」
「怒鳴る、ののしる、子供扱いする、意図的に無視する…」
「叩く、蹴る、つねるなどの暴力行為や、ベッドに縛りつける…」
「何度もトイレに連れて行くのは大変だから、水分をとらせろのは控えろ。」
「脱水症状を引き起こし、一刻の猶予も許さない状況になる可能性がある。」
「外に一人で出て行くと、こけたりして危ないから、部屋から出さないようにする。」
「閉じこもりは、認知症状の悪化や意欲の低下を引き起こす可能性が高くなる。」

特定健診未受診の方へ～今年度最終のご案内～

12月のコクホ

国民健康保険にご加入の人へ

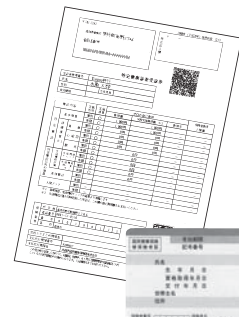
受診券の有効期限は年末です

特定健診の対象者は、40～74歳のすべての方（医療機関で治療中の方も含む）です。

市の国保加入者には5月下旬に、受診時に必要な「特定健診受診券」を送付しています。

また、特定健診の集団健診は、今年度の日程を終了しましたので、まだ特定健診を受けていない方は、12月未までに医療機関で個別に受診してください。

受診を希望する医療機関が市の委託医療機関かどうかの問い合わせや、受診券を紛失された方は、市民保険課までご連絡ください。



特定健診に持っていくもの

■40～65歳の方
特定健診受診券・医療保険証・自己負担額千円・問診票（記入して持参）

■66～74歳の方
特定健診受診券・医療保険証・自己負担額千円・問診票、基本チェックリスト（記入して持参）

※介護保険の認定などを受けている方は、基本チェックリストは必要ありません

※75歳以上の方へ

生活習慣病（高血圧、糖尿病、脳卒中など）で、治療されていない方は、健康診査を受けることができます。ご希望の方は、今月末までに委託医療機関で受診してください。

受診券や問診票がない方は、後期高齢者医療係までご連絡ください。
☎ 57-85006

年齢別の健診方法・料金など

対象年齢	健診料金	健診方法	持参するもの	問い合わせ
40～74歳 (特定健診)	1,000円	医療機関で個別健診	受診券・問診票・保険証 チェックリスト(66歳以上で介護認定を受けていない方のみ)	市民保険課 ☎ 57-8506
75歳以上 (健康診査)	500円	医療機関で個別健診	受診券・問診票・保険証 チェックリスト (介護認定を受けていない方のみ)	

勤務先などの健康保険の被扶養者になれる家族はいませんか？

現在、国保に加入している人で、家族の勤務先などの健康保険の被扶養者になれる人はいませんか。国保は勤務先の健康保険など、入れる健康保険がない場合に入るものです。

国保の場合、所得や資産に応じて計算される分のほかに、世帯人数に応じて計算される分（「均等割」といいます）があるので、加入人数によって国保税額は変わります。一方、社会保険の場合、被扶養者が増えても被保険者本人が支払う保険料は変わりません。

そのため、国保から社会保険の被扶養者になれる人がいれば、その分国保税が安くなる可能性があります。

健康保険の被扶養者になることができる条件は…
・三親等以内の親族であること
・被保険者本人の収入により生計を維持されている など
加入している健康保険により違う場合がありますので、詳しくは勤務先でご相談ください。

新しく健康保険ができた場合は、国保から脱退する届け出が必要となります。この届け出がされないと、国保税が課税されたままになりますので、必ず市役所市民保険課へ届け出をお願いします。



急ぎましょう！

特定健診受診券の有効期限は、今月末です。これを過ぎると、今年度の特定健診は受診できません。集団健診は終了しました。まだ、受診されていない方は医療機関でぜひ、今年中に受けてください。
◆問い合わせ：市民保険課 ☎ 57-8506